

<フジタ本社総務部より大和ハウス工業のグループ会社のみなさまへ>

本制度は皆さまの安心を団体契約のスケールメリットにより割安な保険料で補償する福利厚生制度です。

フジタガード保険

割引
最大 52.75%*
適用

正式名称 団体総合生活補償保険（標準型）、団体総合生活補償保険（MS&AD型）

*団体割引30%、損害率による割引25%、大口契約割引10%



ケガ・病気の補償を基本にオプションで幅広い安心を

基本プラン

ケガ・病気のリスクをまとめて補償

ケガ への備え

天災によるケガも補償

病気 への備え



死亡・後遺障害



入院



手術



通院



入院



手術



退院後の通院

ケガ・病気による入院だけでなく、手術・通院*の補償もセットされています。

*疾病通院保険金は入院に至らない通院、入院前の通院については保険金のお支払対象となりません。



選べるオプション

オプションをプラスすることで補償を充実

おすすめ

三大疾病オプション

親介護オプション

先進医療オプション

おすすめ

身の回りオプション

ゴルファーオプション



三大疾病診断



親介護



先進医療費用



日常生活賠償



携行品損害



日常生活賠償



携行品損害



ホールインワン・アルパトロス費用

保険期間

令和3年11月1日午後4時から令和4年11月1日午後4時まで(1年間)

申込締切日

令和3年9月27日(月)

加入申込票の提出先

各会社の各支店総務部

保険料の払込方法

令和4年1月より毎月給与引き去り

ご連絡・お問合せ先

<代理店・扱者> 藤田商事株式会社

TEL 03-6757-6761

Mail hoken@fujitashoji.co.jp

営業時間 AM8:30~PM5:30

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社)

企業営業第一部第一課

大和ハウス工業株式会社
(株式会社フジタ)



ご加入の流れ

STEP 1 ご希望の**基本プラン**と**口数**をお選びください。

新規ご加入の方、ケガ・病気補償(Tプラン)にご加入の方向け

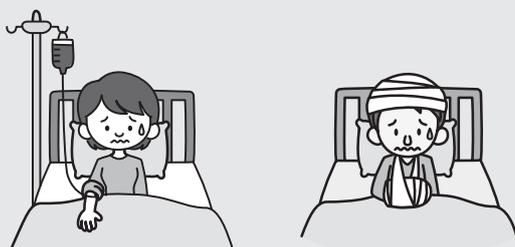
基本プラン(P4)

個人タイプ



ケガ・病気補償基本プラン

ケガも病気もまとめて補償!



※すべての基本プランには天災危険補償特約がセットされています。

〈旧プラン〉ケガ補償(K・F・Jプラン)にご加入の方向け

基本プラン(P7)

個人タイプ



ケガ補償基本プラン①

さまざまなケガをカバー



病気補償基本プラン②

上記ケガ補償基本プラン①にご加入の方のみ、病気の補償も追加でご加入いただけます。

夫婦・家族タイプ



ケガ補償基本プラン①

さまざまなケガをカバー



STEP 2 お好みに応じて**オプション**をお選びください。

※オプションは、必ず基本プランとセットでご加入ください。

※旧プランご加入の方で、三大疾病・親介護・先進医療オプションをご希望の方は、代理店・扱者までお問い合わせください。

個人タイプ



三大疾病オプション

おすすめ

三大疾病と診断され、治療を開始し、所定の要件を充足した場合に保険金をお支払いします。



親介護オプション

親御さまが要介護状態*となった場合に、介護用品の購入など、初期費用の備えとして一時金を補償
※「要介護状態」については、P15をご覧ください。



先進医療オプション

高額な先進医療費用の不安を解消



身の回りオプション

おすすめ

賠償事故も携行品損害も補償



golferオプション

ホールインワン・アルバトロス費用も補償

夫婦・家族タイプ



身の回りオプション

賠償事故も携行品損害も補償

※ケガ補償基本プラン①(夫婦・家族タイプ)にご加入の方のみ、ご加入いただけます。

オプションを追加することで、
安心の幅が広がります!



STEP 3 同封の**加入申込票**に**必要事項**をご記入いただき、ご提出ください。(別紙記入例参照)

〈自動継続の取扱いについて〉

●フジタガード保険は自動継続の契約になっております。前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたプラン・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)



思いもよらぬリスクに備えていますか？

三大疾病診断保険金

三大疾病オプション

おすすめ



P5

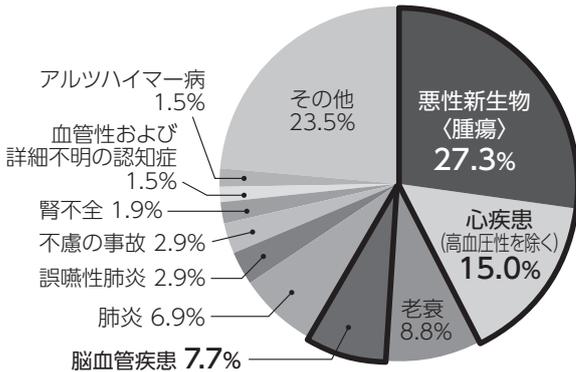


「三大疾病※」と診断され、治療を開始した場合に保険金をお支払いします！（所定の要件を満たした場合）

※「がん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中」を指します。

「三大疾病」は日本人の死亡順位の上位を占めており、入院や治療を行う場合、入院の長期化や、医療費が高額となるおそれがあります。

主な死因別死亡数の割合

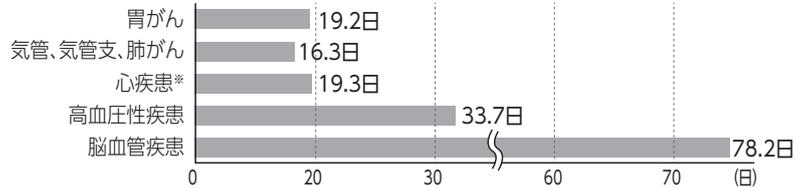


【出典】厚生労働省「令和元年年人口動態統計月報年計（概数）の概況」

三大疾病の入院患者数



平均在院日数



※高血圧性のものを除く 【出典】厚生労働省「平成29年患者調査」

三大疾病の医療費

病名	国民医療費	総患者数	1人あたりの医療費（年間平均）	1人あたりの医療費（月間平均）
がん（悪性新生物）	3兆8,187億円	178万2,000人	2,142,929円	178,577円
心疾患	2兆390億円	173万2,000人	1,177,252円	98,104円
脳血管疾患	1兆8,081億円	111万5,000人	1,621,614円	135,135円

厚生労働省「平成29年患者調査」および「平成29年国民医療費」をもとに試算

！がん罹患者の4人に1人は就労世代です

2017年にがんと診断された全罹患者約98万人のうち、20～64才は約25万人で全体の約25%を占め、20～69才では約40万人で約41%となっています。

がんの治療と就労を両立するためにも、少しでもお金の心配を減らしたいわ。



【出典】国立がん研究センター がん情報サービス

大好評 親介護

親介護オプション

P5

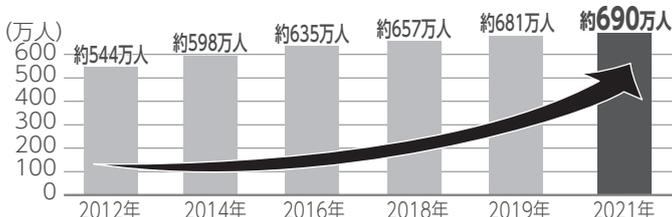
超高齢社会到来！ 親御さまの介護に備えていますか？



一度介護する立場に直面すると、現状の生活（仕事、プライベート双方）維持が困難になり、肉体・精神・経済的負担が大きくなります。

初期にかかる費用（一時費用）への準備や、ご親族のご協力、公的介護保険の上乗せ・横出しサービスの上手な活用により、生活を維持、負担軽減できるよう、今のうちに備えておきましょう。

要介護（要支援）認定者は年々増加傾向にあります



【出典】厚生労働省「介護給付費等実態統計月報」各年4月審査分

介護環境を整えるためのまとまった一時金が必要です

初期にかかる費用（一時費用）

住宅改造や介護用ベッドの購入等、一時的にかかった費用

介護用ベッドの購入費等

住宅改修費等



平均69万円

【出典】生命保険文化センター「平成30年度生命保険に関する全国実態調査」



思いもよらぬリスクに備えていますか？

日常生活賠償

身の回りオプション

ゴルファーオプション

おすすめ



P6
P8

ご存知ですか？自転車事故での高額賠償事例

自転車での加害事故例

男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中で自転車で走行中、歩道と車道の区別ない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

神戸地方裁判所2013年7月4日判決



判決認容額* **9,521万円**

(※)判決認容額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です。(上記金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

一般社団法人日本損害保険協会「知っていますか？自転車事故の実態と備え」(2019.8改訂)から作成

自転車運転中に歩行者にケガをさせた



被害者が、事故が原因で亡くなられた場合



被害者が、事故が原因で病院または診療所に入院した場合

被害の大きさにより、数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合があります。そのような法律上の責任を負われたとき、日常生活賠償特約がお役にたちます。

自転車事故の補償だけでなく、日常生活での賠償事故も補償！

事故例 1

野球をしていて、近所の家の窓ガラスを割ってしまった。



事故例 2

買い物中、通りかかった棚にあった高額商品を過って落として壊してしまった。



事故例 3

専有部分の配管から漏水し、階下の他人の家財を濡らしてしまった。



さらに



国内で発生した賠償事故については、**示談交渉サービス付**なので、相手方との交渉も安心です！

先進医療

先進医療オプション

P6

先進医療には高額な費用がかかりがちです

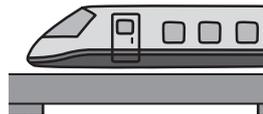
「先進医療」の費用(技術料)は、**全額自己負担(保険外診療)**となるため、高額になりがちですが、治療の選択肢として備えておきたいものです。例えば、がん組織へピンポイントで照射する重粒子線や陽子線を使った粒子線治療は、体への負担が少なく治療効果が見込めます。

※先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。



先進医療の平均費用

先進医療の例	平均費用
重粒子線治療	約 312万円
陽子線治療	約 271万円



先進医療を実施している医療機関は限られており、治療費に加え交通費・宿泊費の負担も考えなければなりません。

たとえば **重粒子線治療** を実施している医療機関は

全国で6病院に限られます*
(群馬県・千葉県・神奈川県・大阪府・兵庫県・佐賀県)

(※)令和3年6月1日現在
厚生労働省ホームページより

先進医療にかかる費用は全額自己負担です



高額な先進医療にかかる費用を補償します。

参考:令和2年12月3日厚生労働省「第93回先進医療会議」資料「令和2年度実績報告」

基本プラン

日常生活におけるケガだけでなく、病気での入院・通院※・手術も補償します！

※疾病通院保険金は入院に至らない通院、入院前の通院については保険金のお支払対象となりません。

〈傷害保険金：団体総合生活補償保険（標準型）、疾病保険金：団体総合生活補償保険（MS&AD型）〉

基本プラン

ケガ・病気補償

加入限度口数：5口

国内外問わず病気による日帰り入院も補償

天災によるケガも補償



ケガや病気で入院したとき



ケガや病気で手術をしたとき



スポーツ中にケガをしたとき



交通事故により入院したとき

タイプ		おすすめ  個人タイプ				
プラン名		T (天災危険補償特約付)				
保険金額	口数	1口	2口	3口	4口	5口
ケガ (傷害保険金)	傷害死亡・後遺障害保険金額	最高250万円	最高500万円	最高750万円	最高1,000万円	最高1,250万円
	傷害入院保険金日額 <small>最長180日まで</small>	日額2,000円	日額4,000円	日額6,000円	日額8,000円	日額10,000円
	傷害手術保険金	入院中の手術2万円 上記以外1万円	入院中の手術4万円 上記以外2万円	入院中の手術6万円 上記以外3万円	入院中の手術8万円 上記以外4万円	入院中の手術10万円 上記以外5万円
	傷害通院保険金日額 <small>最長90日まで</small>	日額1,000円	日額2,000円	日額3,000円	日額4,000円	日額5,000円
病気 (疾病保険金)	疾病入院保険金日額 <small>最長180日まで</small>	日額2,000円	日額4,000円	日額6,000円	日額8,000円	日額10,000円
	疾病手術保険金	入院中の手術2万円 上記以外1万円	入院中の手術4万円 上記以外2万円	入院中の手術6万円 上記以外3万円	入院中の手術8万円 上記以外4万円	入院中の手術10万円 上記以外5万円
	疾病放射線治療保険金	2万円	4万円	6万円	8万円	10万円
	疾病通院保険金日額 <small>退院後の通院について 最長30日まで</small>	日額1,000円	日額2,000円	日額3,000円	日額4,000円	日額5,000円

年齢	月払保険料(男女共通)	Tプラン(天災危険補償特約付)				
		1口	2口	3口	4口	5口
生後15日~4才		550円	1,100円	1,650円	2,200円	2,750円
5~9才		520円	1,040円	1,560円	2,080円	2,600円
10~14才		470円	940円	1,410円	1,880円	2,350円
15~19才		480円	960円	1,440円	1,920円	2,400円
20~24才		500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円
25~29才		540円	1,080円	1,620円	2,160円	2,700円
30~34才		570円	1,140円	1,710円	2,280円	2,850円
35~39才		580円	1,160円	1,740円	2,320円	2,900円
40~44才		580円	1,160円	1,740円	2,320円	2,900円
45~49才		640円	1,280円	1,920円	2,560円	3,200円
50~54才		720円	1,440円	2,160円	2,880円	3,600円
55~59才		850円	1,700円	2,550円	3,400円	4,250円
60~64才		1,060円	2,120円	3,180円	4,240円	5,300円
65~69才		1,440円	2,880円	4,320円	5,760円	7,200円

- 本人およびご家族ともご加入になれます。
- 現在の健康状態について加入申込票裏面をご覧ください。加入申込票の質問事項にお答えください。疾病・症状一覧表のA欄に該当する方はご加入になれません。B欄に該当する場合は、「①疾病コードに分類されているA・B欄の疾病・症状群」および「②①と医学上因果関係のある疾病・症状」については保険金をお支払いしない条件で引受させていただきます。
Tプランを加入希望される方が持病をお持ちの場合、代理店・扱者までお問い合わせください。
- 被保険者(補償の対象者)としてご加入いただける方は、次のいずれも満たす方に限ります。
 - ①保険期間の開始時点で生後15日~89才の方(年齢は、令和3年11月1日現在の満年齢です。)
 - ②健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方

※上記ケガの補償は職種級別A(事務従事者、技術者(技師・監督を含む)等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

※前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

※70才~89才でご加入を希望される方は、代理店・扱者までお問い合わせください。

オプションプラン

皆さまのニーズにあわせて補償を選択いただけます。必ず基本プランとセットでご加入ください。

<身の回りオプション・ゴルフオプション:団体総合生活補償保険(標準型)>
<三大疾病オプション・親介護オプション・先進医療オプション:団体総合生活補償保険(MS&AD型)>



基本プランにオプションを追加することで補償の幅が広がります



三大疾病オプション

三大疾病と診断され、治療を開始し、所定の要件を充足された場合に一時金を補償

三大疾病と診断され、治療を開始し、以下の要件を充足した場合にお支払いします。

- がん(悪性新生物)に罹患した場合
- 急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始した場合
- 脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始した場合

※P11もあわせてご確認ください。

※70才～89才でご加入を希望される方は、代理店・扱者までお問い合わせください。

保険金額	タイプ プラン名		個人タイプ					
	三大疾病診断保険金	三大疾病と診断され、治療を開始し、所定の要件を充足した場合	E 100万円					
被保険者1名あたりの月払保険料 (令和3年11月1日時点の被保険者の年齢)	年齢	月払保険料	年齢	月払保険料	40～44才	530円		
					45～49才	790円		
					20～24才	50円	50～54才	970円
					25～29才	130円	55～59才	1,540円
					30～34才	230円	60～64才	2,940円
					35～39才	360円	65～69才	3,920円



親介護オプション

親御さまが要介護状態※となった場合に、介護用品の購入など、初期費用の備えとして一時金を補償

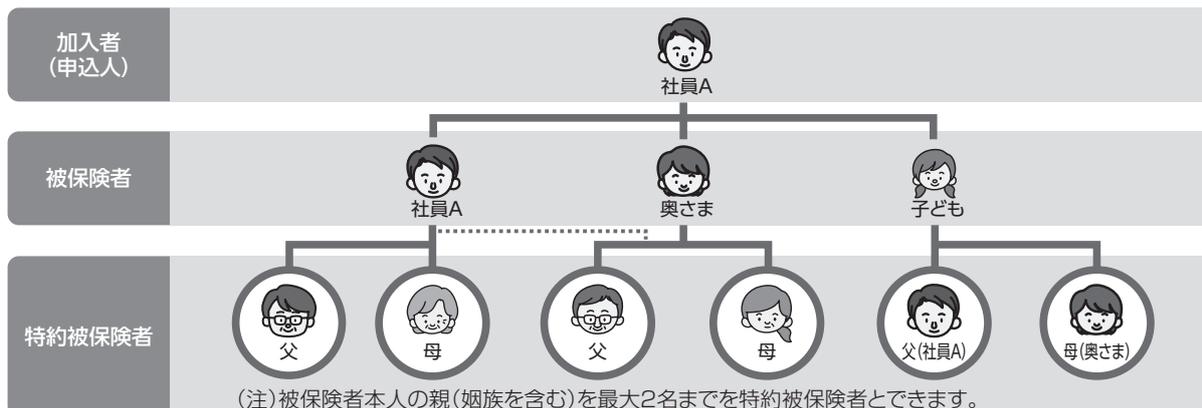
介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

保険期間中に、特約被保険者※(1)が要介護状態※(要介護2以上の認定を受けた状態)となり、30日を超えて継続した場合にお支払いします。

※「要介護状態」については、P15をご覧ください。

保険金額	タイプ プラン名		個人タイプ				
	親介護一時金	所定の要介護状態※が30日を超えて継続した場合	Z 100万円				
特約被保険者※(1)1名あたりの月払保険料 (令和3年11月1日時点の特約被保険者の年齢) (フランチャイズ期間30日)	親御さまの年齢	月払保険料	親御さまの年齢	月払保険料	20～49才	790円	
					50～54才	1,760円	
					55～59才	4,560円	
					60～64才	9,210円	
					65～69才	350円	

(※1)特約被保険者の範囲<一例>



5 ※前年度ご加入いただいた被保険者の人数によって割引率が適用されます。

オプションプラン

皆さまのニーズにあわせて補償を選択いただけます。必ず基本プランとセットでご加入ください。

<身の回りオプション・ゴルファーオプション:団体総合生活補償保険(標準型)>

<三大疾病オプション・親介護オプション・先進医療オプション:団体総合生活補償保険(MS&AD型)>



基本プランにオプションを追加することで補償の幅が広がります



先進医療オプション

ケガ・病気の治療のため先進医療を受けたときの補償

保険金額	タイプ プラン名		個人タイプ A
	先進医療費用 保険金 ^(※2)	国内のみ 補償	日本国内において先進医療を受けた場合、先進医療に伴う費用(技術料)および交通費、宿泊費(1泊1万円限度)を補償
月払保険料			40円



身の回りオプション

日常生活で賠償責任を負ったとき、持ち物を壊したときに補償

保険金額	タイプ プラン名		個人タイプ		
	おすすめ		P1	R1	S1
日常生活賠償 保険金 ^(※3)	国内外補償 (一部の補償は国内のみ)	自転車で他人にぶつかりケガをさせた	1事故あたり1億円 (自己負担額なし)	—	1事故あたり1億円 (自己負担額なし)
携行品損害 保険金 ^(※4)	国内外補償	旅行中にビデオカメラを落として破損した	—	30万円 (自己負担額3,000円)	30万円 (自己負担額3,000円)
月払保険料			80円	100円	180円



ゴルファーオプション

ゴルフプレーにかかわるリスクを補償

*日常生活賠償保険金は身の周りオプションの日常生活賠償保険金と同じものです。重複してご加入いただけません。

保険金額	タイプ プラン名		個人タイプ	
			G1	H1
日常生活賠償 保険金 ^(※3)	国内外補償 (一部の補償は国内のみ)	自転車で他人にぶつかりケガをさせた	1事故あたり1億円 (自己負担額なし)	1事故あたり1億円 (自己負担額なし)
携行品損害 保険金 ^(※4)	国内外補償	旅行中にビデオカメラを落として破損した	30万円 (自己負担額3,000円)	30万円 (自己負担額3,000円)
ホールインワン・ アルバトロス費用 保険金	国内のみ	ホールインワンを達成し、 祝賀会を開いた	30万円	50万円
月払保険料			360円	480円

(※2)ケガまたは病気の治療のため、保険期間中に日本国内において先進医療を受けた場合、先進医療に伴う費用(技術料)および交通費、宿泊費(1泊1万円限度)を補償します。

*「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りまゝ。)をいいます。

*先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。

*先進医療費用保険金補償特約をセットする場合は、加入申込票「健康状況告知書質問事項回答欄」にて健康状況の告知が必要となります。

(※3)さまざまな賠償事故を最大1億円まで補償します。(自己負担額なし)電車等を運行不能にした際の賠償責任は、日本国内のみの補償です。

*基本プランにかかわらず、ご家族全員(ご本人、配偶者、ご本人または配偶者と同居の親族、別居の未婚の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りまゝ。)が補償の対象となります。詳細はP18をご覧ください。

*日本国内において発生した事故については、示談交渉をお引受します。

(※4)携行品の盗難や破損等を国内外問わず補償します。

*1個、1組または1対のものについて10万円(通貨・乗車券等・小切手は1回の事故につき5万円)を限度に保険期間を通じて30万円まで補償します。(1回の事故につき3,000円の自己負担額あり)

*「ゴルファーオプション」の場合でも、ゴルフ用品にかかわらず、全ての携行品が補償の対象となります。

*上記オプションプランのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

*前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

旧プラン

ケガ補償 (K・F・Jプラン) にご加入の皆さまへ

※ケガ補償 (K・F・Jプラン) にご加入の皆さま向けの継続プランのご案内です。新規でご加入することはできません。

基本プラン

日常生活におけるケガだけでなく、病気で入院・通院*・手術も補償します! (Bプラン加入の場合)

※疾病通院保険金は入院に至らない通院、入院前の通院については保険金のお支払対象となりません。

(基本プラン①: 団体総合生活補償保険 (標準型)、基本プラン②: 団体総合生活補償保険 (MS&AD 型))

ケガ補償

基本プラン①

加入限度口数: 5口 (団体総合生活補償保険 (標準型))

天災危険補償特約付

	ご本人のみ補償	配偶者も同額補償	ご家族全員が同額補償
タイプ	個人タイプ	夫婦タイプ ^(※1)	家族タイプ ^(※2)
プラン名	K	F	J
保険金額 □数	1口	1口	1口
傷害死亡・後遺障害保険金額	最高 250万円	最高 170万円	最高 85万円
傷害入院 保険金日額 <small>最長180日まで</small>	日額 2,000円	日額 1,000円	日額 1,500円
傷害手術保険金	入院中の手術 2万円 上記以外 1万円	入院中の手術 1万円 上記以外 0.5万円	入院中の手術 1.5万円 上記以外 0.75万円
傷害通院 保険金日額 <small>最長90日まで</small>	日額 1,000円	日額 500円	日額 500円
月払保険料	420円	480円	750円

(※1) 補償対象となるご家族の範囲は、本人 (加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方) とその配偶者です。

(※2) 補償対象となるご家族の範囲は、本人 (加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方) とその配偶者、本人または配偶者と同居の親族 (本人または配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) および別居の未婚の子です。

病気補償

基本プラン②

加入限度口数: 5口 (団体総合生活補償保険 (MS&AD 型))
(基本プラン①の個人タイプでご加入の方はそれと同口数)
夫婦タイプと家族タイプの方は5口が上限となります。

●基本プラン①にご加入の方のみ、基本プラン②にご加入いただけます。

●基本プラン①の夫婦タイプ・家族タイプにご加入の方は、ご家族それぞれが個人タイプでご加入いただけます。

(1口あたり)

	ご本人のみ補償
タイプ	個人タイプ
プラン名	B
保険金額 □数	1口
疾病入院 保険金日額 <small>最長180日まで</small>	日額 2,000円
疾病手術 保険金	入院中の手術 2万円 上記以外 1万円
疾病放射線治療保険金	2万円
疾病通院 保険金日額 <small>退院後の通院について 最長30日まで</small>	日額 1,000円

月払保険料	
年齢	保険料 (男女共通)
生後15日~4才	130円
5~9才	100円
10~14才	50円
15~19才	60円
20~24才	80円
25~29才	120円
30~34才	150円
35~39才	160円
40~44才	160円
45~49才	220円
50~54才	300円
55~59才	430円
60~64才	640円
65~69才	1,020円

●本人およびご家族ともご加入になれます。

●現在の健康状態について加入申込票裏面をご覧ください。加入申込票の質問事項にお答えください。疾病・症状一覧表のA欄に該当の方はご加入になれません。B欄に該当する場合は、[①疾病コードに分類されているA・B欄の疾病・症状群]および[②①と医学上因果関係のある疾病・症状]については保険金をお支払いしない条件で引受させていただきます。

●団体総合生活補償保険 (MS&AD型) の被保険者 (補償の対象者) としてご加入いただける方は、次のいずれも満たす方に限ります。

①保険期間の開始時点で生後15日~89才の方 (年齢は、令和3年11月1日現在の満年齢です。)

②健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方

※上記ケガの補償は職種別A (事務従事者、技術者 (技師・監督を含む) 等) の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。(注) 家族型・夫婦型の場合、記名被保険者本人の職種別とします。

※前年度にご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

※基本プラン①の個人タイプ (Kプラン) にご加入の方で、疾病補償 (Bプラン) をご希望の方は、加入申込票に印字されているプラン名Kの横にプラン名Bを補記してください。この場合、KプランとBプランは同じ口数でのご加入になります。夫婦タイプと家族タイプの方は5口が上限となります。

※70才~89才でご加入を希望される方は、代理店・扱者までお問い合わせください。

オプションプラン

皆さまのニーズにあわせて補償を選択いただけます
 なお、旧プランご加入の方で親介護オプション、三大疾病オプション、先進医療オプション追加をご希望のお客さまは藤田商事へ相談してください



身の回りオプション

日常生活で賠償責任を負ったとき、持ち物を壊したときに補償
 (団体総合生活補償保険(標準型))

・必ず基本プラン①とセットでご加入ください。

タイプ		個人タイプ			夫婦タイプ		家族タイプ	
プラン名		P1	R1	S1	P2	S2	P3	S3
保険金額	日常生活賠償 保険金(※1) 国内外補償 (一部の補償は国内のみ)	 自転車で他人にぶつかりケガをさせた 1事故あたり 1億円 (自己負担額なし)	—	1事故あたり 1億円 (自己負担額なし)	1事故あたり 1億円 (自己負担額なし)	1事故あたり 1億円 (自己負担額なし)	1事故あたり 1億円 (自己負担額なし)	1事故あたり 1億円 (自己負担額なし)
	携行品損害 保険金(※2) 国内外補償	 旅行中にビデオカメラを落として破損した —	30万円 (自己負担額3,000円)	30万円 (自己負担額3,000円)	—	30万円 (自己負担額3,000円)	—	30万円 (自己負担額3,000円)
月払保険料		80円	100円	180円	80円	200円	80円	240円



ゴルファーオプション

ゴルフプレーに関するリスクを補償
 (団体総合生活補償保険(標準型))

・必ず基本プラン①とセットでご加入ください。

・日常生活賠償は身の回りオプションの日常生活賠償と同じものですので、重複してご加入いただけません。

タイプ		個人タイプ	
プラン名		G1	H1
保険金額	日常生活賠償 保険金(※1) 国内外補償 (一部の補償は国内のみ)	 自転車で他人にぶつかりケガをさせた 1事故あたり 1億円 (自己負担額なし)	1事故あたり 1億円 (自己負担額なし)
	携行品損害 保険金(※2) 国内外補償	 旅行中にビデオカメラを落として破損した 30万円 (自己負担額3,000円)	30万円 (自己負担額3,000円)
	ホールインワン・ アルバトロス費用 保険金 国内のみ補償	 ホールインワンを達成し、祝賀会を開いた 30万円	50万円
月払保険料		360円	480円

(注) ゴルファーオプションプランは基本プラン①が個人タイプ(K)のみご加入いただけます。夫婦タイプ(F)、家族タイプ(J)の場合はご加入いただけません。

- (※1) さまざまな賠償事故を最大1億円まで補償します。(自己負担額なし) 電車等を運行不能にした際の賠償責任は、日本国内のみの補償です。
 *基本プランにかかわらず、ご家族全員(ご本人、配偶者、ご本人または配偶者と同居の親族、別居の未婚の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)が補償の対象となります。詳細はP18をご覧ください。
 *日本国内において発生した事故については、示談交渉をお引受します。
- (※2) 携行品の盗難や破損等を国内外問わず補償します。
 *1個、1組または1対のものについて10万円(通貨・乗車券等・小切手は1回の事故につき5万円)を限度に保険期間を通じて30万円まで補償します。(1回の事故につき3,000円の自己負担額あり)
 *「ゴルファーオプション」の場合でも、ゴルフ用品にかかわらず、全ての携行品が補償の対象となります。
- *上記オプションプランのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。
 ※前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

申込人／被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲(必ずお読みください)

〈お申込人となれる方〉

株式会社フジタおよびフジタビルメンテナンス株式会社、藤田商事株式会社、株式会社テクノマテリアル、株式会社高環境エンジニアリング、藤友工業株式会社、株式会社ダイスネクスト、株式会社エフ・ティー・シー大分、株式会社エフ・ティー・シーホテル開発の役員・従業員に限りです。

〈本人タイプの被保険者(補償の対象者)本人^(*)となれる方の範囲〉

株式会社フジタおよびフジタビルメンテナンス株式会社、藤田商事株式会社、株式会社テクノマテリアル、株式会社高環境エンジニアリング、藤友工業株式会社、株式会社ダイスネクスト、株式会社エフ・ティー・シー大分、株式会社エフ・ティー・シーホテル開発の役員・従業員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。

(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

〈夫婦タイプ・家族タイプの被保険者(補償の対象者)本人^(*)となれる方の範囲〉

株式会社フジタおよびフジタビルメンテナンス株式会社、藤田商事株式会社、株式会社テクノマテリアル、株式会社高環境エンジニアリング、藤友工業

株式会社、株式会社ダイスネクスト、株式会社エフ・ティー・シー大分、株式会社エフ・ティー・シーホテル開発の役員・従業員およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。

(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

〈被保険者(補償の対象者)の範囲〉

①本人タイプ

被保険者(補償の対象者)本人として加入申込票の被保険者欄にご記入いただいた方だけが対象となります。

②夫婦タイプ

記名被保険者本人(加入申込票の被保険者欄記載の方)とその配偶者です。

③家族タイプ

記名被保険者本人(加入申込票の被保険者欄記載の方)、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者の別居の未婚の子です。

※親族とは、本人または配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険金の種類と補償内容

※印を付した用語については、P15の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
基本プラン 傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償 (標準型)特約 	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくても、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくても、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●P15の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (標準型)特約 	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合 傷害死亡・後遺障害 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目にける医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	傷害入院保険金 ★傷害補償 (標準型)特約 	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) 傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	傷害手術保険金 ★傷害補償 (標準型)特約 	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けた場合 ①入院*中に受けた手術*の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注)1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限りです。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
	傷害通院保険金 ★傷害補償 (標準型)特約 	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。)(注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。 傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
			上記に追加される事由 ●P15の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ 上記から除外される事由 ●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ

	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
基本 プラン 疾病 保険 金	疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P14(☆)参照 	保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気 [*] のため、保険期間中に入院 [*] された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	$\text{疾病入院保険金日額} \times \text{疾病入院の日数}$ (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間 [*] (1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院 [*] について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [*] (180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気 [*] を発病 [*] された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気[*] ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 精神障害^{(*)1}およびそれによる病気 ● 戦争、その他の変乱[*]、暴動による病気(テロ行為による暴動は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)^{(*)2} ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気^{(*)2} ● 妊娠または出産(「療養の給付」等^{(*)3})の対象となるべき期間については、保険金をお支払いしません。) ● 原因がいかなくなるときでも、頸(けい)部症候群[*]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[*] ● 健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気^{(*)4}(加入者証等に記載されます。)
	疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P14(☆)参照 	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気 [*] の治療 [*] のために疾病入院保険金の支払対象期間 [*] (1,095日)中に手術 [*] を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気 [*] の治療のために、保険期間中に手術 [*] を受けられた場合 (*) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術 [*] について、次の額をお支払いします。 ① 入院 [*] 中に受けた手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ ② ①以外の手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 5$ (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療 [*] 過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	など (注) 保険期間の開始時 ^{(*)5} より前に発病 [*] した病気 ^{(*)4} については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 [*] を開始された日 ^{(*)6} からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。)のセット後の内容となります。) <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3) 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。 (*5) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
	疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P14(☆)参照 	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気 [*] の治療 [*] のために疾病入院保険金の支払対象期間 [*] (1,095日)中に放射線治療 [*] を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気 [*] の治療のために、保険期間中に放射線治療 [*] を受けられた場合 (*) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療 [*] について、次の額をお支払いします。 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	
	疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P14(☆)参照 	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気 [*] の治療 [*] のため、通院 [*] された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。) (*) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	$\text{疾病通院保険金日額} \times \text{疾病通院の日数}$ (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間 [*] (180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)中に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院 [*] について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [*] (30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気 [*] を発病 [*] した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合								
<p>親介護一時金</p> <p>親介護</p> <p>★親介護一時金支払特約</p> <p>☆要介護3以上からの補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット</p> 	<p>保険期間中に、特約被保険者^(*)が要介護状態(要介護2以上の状態)^(*)となり、30日を超えて継続した場合</p> <p>(*)普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。</p> <p>(注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】</p> <p>親が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p> <p>(注2)特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細はP16の〈代理請求人について〉をご覧ください。</p>	<p>親介護一時金額の全額</p> <p>(注)親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等^(*)の無資格運転、酒気帯び運転^(*)中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療^(*)を目的として医師^(*)がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱^(*)、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなくても、頸(けい)部症候群^(*)、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの^(*)など <p>(注)保険期間の開始時^{(*)1}より前に要介護状態の原因となった事由^{(*)2}が生じた場合は、保険金をお支払いしません。</p> <p>ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由^{(*)2}が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。</p> <p>(*)1この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>(*)2公的介護保険制度^(*)を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。</p>								
<p>三大疾病診断保険金</p> <p>★三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約</p> 	<p>医師^(*)によって、特約記載の三大疾病(がん(悪性新生物)^(*)、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)に罹患、発病^(*)したことが診断され、治療^(*)を開始し、下表の支払要件を充足した場合(保険期間中にがんと診断された場合、または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により入院^(*)された場合に限ります。)</p> <table border="1" data-bbox="323 1305 643 1753"> <thead> <tr> <th>支払事由</th> <th>支払要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)^{(*)1}により診断された場合に限りま。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>急性心筋梗塞を発病したこと。</td> <td>その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> <tr> <td>脳卒中を発病したこと。</td> <td>その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*)1病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。</p> <p>(注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】</p> <p>三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中^{(*)2}を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <p><次ページにつづく></p>	支払事由	支払要件	がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検) ^{(*)1} により診断された場合に限りま。	—	急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	<p>三大疾病診断保険金額の全額</p> <p>(注1)保険期間中1回に限りま。</p> <p>(注2)被保険者が医師^(*)から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。</p>	<p>疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」(注を除きます。)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●がん(悪性新生物)^(*)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病^(*)した時が、この保険契約の始期日^(*)より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したガンを含みます。) ●既に保険金をお支払いした急性心筋梗塞または脳卒中(これと医学上因果関係がある急性心筋梗塞または脳卒中を含みます。) <p>など</p> <p>(*)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。</p>
支払事由	支払要件										
がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検) ^{(*)1} により診断された場合に限りま。	—										
急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。										
脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。										

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>三大疾病診断 保険金 ★三大疾病診断保 険金補償(待機期 間不設定型)特約</p> 	<p><前ページからのつづき> ①がん(悪性新生物)、急性心 筋梗塞または脳卒中を発病 した時の保険契約のお支払 条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件 で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物)、急性 心筋梗塞または脳卒中を発病し た時が、がん診断時または急性 心筋梗塞もしくは脳卒中による 入院の開始時からご加入の継続 する期間を遡及して1年以前で あるときは、②により算出した額 をお支払いします。 (*2)がん(悪性新生物)、急性心筋梗 塞または脳卒中と医学上因果関 係がある病気*を含みます。</p>		
<p>先進医療費用 保険金 ★先進医療費用保 険金補償特約 ☆特定精神障害補 償特約セット</p>  <p>オ プ シ ョ ン プ ラ ン</p>	<p>ケガ*または病気*の治療*のため、 保険期間中に日本国内において先 進医療*(*)を受けた場合で、被保険者 が先進医療に伴う費用を負担された とき。 (注)【継続加入において、継続前後 でご契約のお支払条件が異なる 場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する 加入タイプに継続加入の場合 で、ケガの原因となった事故発生 の時または病気*(*)を発病*し た時がこの保険契約の保険期 間の開始日より前であるときは、 先進医療費用保険金のお支払 額は次の①または②の金額のう ち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生 の時または病気*(*)を発病*した時 の保険契約のお支払条件で 算出した金額 ②この保険契約のお支払条件 で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故 発生の時または病気*(*)を発病* した時が、そのケガまたは病気* によって先進医療を開始した日か らご加入の継続する期間を遡及 して1年以前であるときは、②に より算出した額をお支払いします。 (*1)「先進医療」とは、厚生労働省告 示に基づき定められている評 価療養のうち、別に厚生労働 大臣が定めるもの(先進医療 ごとに別に厚生労働大臣が定 める施設基準に適合する病院 または診療所において行われ るものに限ります。)をいいま す。医療技術、医療機関および 適応症等が先進医療に該当し ない場合、支払対象外となりま す。なお、先進医療の対象とな る医療技術、医療機関および 適応症等は、一般の保険診療 への導入や承認取消等の事由 によって、変動します。受療さ れた日現在において、先進医 療に該当しない場合、お支払 いの対象外となります。 (*2)先進医療の原因となった病気 と医学上因果関係がある病 気*を含みます。</p>	<p>被保険者が負担された次の費用を被保険 者にお支払いします。 ア. 先進医療に要する費用(*) イ. 先進医療を受けるための病院等との間 の交通費(転院、退院のための交通費 を含みます。) ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊 につき1万円限度) (*1) 先進医療を受けた場合の費用のうち、 保険外併用療養費およびこれに伴う一 部負担金以外の費用をいいます。た だし、保険外併用療養費には、保険外併 用療養費に相当する家族療養費を含 みます。なお、保険外併用療養費とは、公 的医療保険制度から給付される部分を いい、一部負担金とは公的医療保険制 度と同様の本人負担金をいいます。 (注1) 加害者等から支払われる損害賠償 金などがある場合は、被保険者が負 担された費用から差し引きます。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先 進医療費用保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険 種類の特約や引受保険会社以外の保険 契約を含みます。)が他にある場合、補償 の重複が生じることがあります。補償内 容の差異や保険金額、加入の可否をご 確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場 合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支 払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替 えます。</p> <p>(注) 保険期間の開始時(*5)より前に被ったケガ または発病*した病気*(*)については保険 金をお支払いしません。ただし、先進医療 に伴う費用を補償する加入タイプに継続 加入された場合で、ケガの原因となった事 故発生の時または病気*を発病*した時が、 そのケガまたは病気*による先進医療を 開始された日からご加入の継続する期間を 遡及して1年以前であるときは、保険金 をお支払いします。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気* を含みます。 (*5) 先進医療に伴う費用を補償する加入タイ プに継続加入された場合は、継続加入し てきた最初のご契約の保険期間の開始 時をいいます。</p> <p>傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場 合」は以下の通り。 ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取 るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*また は麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療* 以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為に よるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部 修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらと原因とする津 波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、 腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを 裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保 険金を支払うべきケガによって発生した場合に は、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなくとも、誤嚥(えん)*によ って発生した肺炎 ● P15の「補償対象外となる運動等」を行って いる間のケガ ● P15の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 乗用員*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、 補償の対象にはなりません。</p>
<p>日常生活賠償 保険金 ★日常生活賠償 特約</p> 	<p>① 保険期間中の次のア. またはイ. の 偶然な事故により、他人の生命ま たは身体を害したり、他人の物を 壊したりして、法律上の損害賠償 責任を負われた場合 ② 日本国内において保険期間中の次 のア. またはイ. の偶然な事故によ り、誤って線路へ立入ってしまった こと等が原因で電車等*(*)を運行 不能(*2)にさせ、法律上の損害賠償 責任を負われた場合 ア. 本人の居住の用に供される住 宅(*3)の所有、使用または管理 に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因 する偶然な事故 <次ページにつづく></p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して 負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費 - 用または判決日までの遅延損害金 被保険者が損害賠償請求権者に対して 損害賠償金を支払ったことにより代位 取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額*(0円) (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保 険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、 あらかじめ引受保険会社の承認を 必要とします。 <次ページにつづく></p>	<p>● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法 定代理人の故意による損害 ● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償 責任(仕事上の損害賠償責任) ● 他人から借りたり預かったりした物を壊したこ とによる損害賠償責任 ● 被保険者と同居する親族*に対する損害賠償 責任 ● 被保険者の使用人(家事使用人を除きます。) が業務遂行中に被った身体の障害に起因する 損害賠償責任 ● 第三者との損害賠償に関する約定によって加 重された損害賠償責任 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、 殴打による損害賠償責任 <次ページにつづく></p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>日常生活賠償 保険金 ★日常生活賠償 特約</p> 	<p><前ページからのつづき> (※1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (※2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※3) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p><前ページからのつづき> (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にがある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p><前ページからのつづき> ●自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など</p>
<p>携行品損害 保険金 ★携行品損害 補償特約 ☆新価保険特約 (携行品損害 補償特約用) セット</p> 	<p>保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品(※1)に損害が発生した場合 (※1) 「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(※2)をいいます。ただし、P15の「補償対象外となる主な「携行品」」を除きます。 (※2) 「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。</p>	<p>損害の額 - 免責金額* (1回の事故につき3,000円)</p> <p>(注1) 損害の額は、再調達価額*によって定めず。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めず。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にがある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族*の故意による損害 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●P15の「補償対象外となる主な「携行品」」の損害 など</p>
<p>ホールインワン・ アルパトロス費用 保険金 ★ホールインワン・ アルパトロス費用 補償特約 (団体総合生活 補償保険用)</p> 	<p>日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルパトロス*について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ① 次のアおよびイの両方が目撃したホールインワンまたはアルパトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴競技者*等。具体的には次の方をいいます。) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ファン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など (注) 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p><次ページにつづく></p>	<p>次の費用のうち実際に支出した額</p> <p>ア. 贈呈用記念品購入費用(※1) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場*に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ*に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(※2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用 ゴルフ場*に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルパトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。) (※1) 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。 (※2) 自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。 (注1) 保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルパトロスごとにホールインワン・アルパトロス費用保険金額が限度となります。</p> <p><次ページにつづく></p>	<p>●日本国外で達成したホールインワン*またはアルパトロス* ●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス ●ゴルフ場の使用人(※)が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス など (※)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用) 	<前ページからのつづき> ②達成証明資料 ^(※1) によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書 ^(※2) により証明できるものに限ります。 (※1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (※2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 (注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。	<前ページからのつづき> (注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4) 保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。	

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [*] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約(T・K・F・Jプラン)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ [*] のときも、傷害保険金をお支払いします。
家族型への変更に関する特約(Jセット)	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。
夫婦型への変更に関する特約(Fセット)	

(☆) 疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気^{*}を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^(※1)の原因となった病気^(※2)を発病^{*}した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気^(※2)を発病した時が、その病気による入院^(※1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(※1) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(※2) 疾病入院^(※1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気^{*}を含みます。

- 「アルパトロス」とは、ホールインワン以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他人見所のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気*（これと医学上因果関係がある病気*を含みます。）によって再度疾病入院に該当しない場合は、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
- 「がん（悪性新生物）」とは、上皮内新生物を含みます。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、パストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行*または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
（*）いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状*（*）を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。
①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
（*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他人見所のないものを除きます。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づき介護保険制度をいいます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
- 「ゴルフ場」とは、ホールインワン・アルパトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車（自転車）をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称	・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金
-------------	-------------------

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称	・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金
-------------	-------------------

- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に

- 定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為*（*1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
②先進医療*に該当する診療行為*（*2）
（*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医師診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
（*2）②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーマービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定める（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）。をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に認め、または在診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医師診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン*またはアルパトロス*を達成したゴルフ場*に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルパトロスを達成した時に使用していたキャディを含みます。
- 「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン*またはアルパトロス*を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師*の診断*による発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
（*）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
（注）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医師診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
- 「未婚」とは、これまで婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することを入ります。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。
- 「要介護状態（要介護2以上の状態）」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
①公的介護保険制度*の第1号被保険者（65才未満）
要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態
②公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満）
要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
③公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満）
要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業／補償対象外となる主な「携行品」

1. 補償対象外となる運動等

- 山岳登山*（*1）、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機*（*2）操縦*（*3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機*（*4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗
その他これらに類する危険な運動
- （*1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。
- （*2）グライダーおよび飛行船は含みません。
- （*3）職務として操縦する場合は含みません。
- （*4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

2. 補償対象外となる職業

- オートデスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

3. 補償対象外となる主な「携行品」

- 船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン、その他の携帯式パソコン、ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券（乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、ローンカード、電子マネー、漁具（釣竿、竿掛け、竿入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。）、稿本（本などの原稿）・設計書・図案・証書（運転免許証およびパスポートを含みます。）、帳簿、ひな形、鋳型、木型、紙型、彫型、彫章、免許状その他これらに類する物（印章は補償の対象となります。）、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ
など

ご加入にあたっての注意事項

- この保険は大和ハウス工業株式会社が入会者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等がされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- オプションプラン(先進医療オプション、身の回りオプション、ゴルフオプション)をセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実にされるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- <経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>
 - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
(団体総合生活補償保険(標準型))
保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

【病気の補償】

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- (団体総合生活補償保険(標準型)のみ)
この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。
三井住友海上(幹事会社) 引受割合55% 東京海上日動 引受割合20% 損保ジャパン 引受割合25%
- <税法上の取扱い>(令和3年7月現在)
払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
(注1)傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガのみ」のセットの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。
(注2)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

保険金をお支払いする場合に該当したとき

- <保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>
保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の仕組みにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- <保険金支払いの履行期>
引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(*)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(**)を終えて保険金をお支払いたします。^(**3)
 - (*)1 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
 - (*)2 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
 - (*)3 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いたします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
- <保険金のご請求時にご提出いただく書類>
被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
【ご提出いただく書類】
以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
 - ・引受保険会社所定の保険金請求書
 - ・引受保険会社所定の同意書
 - ・事故原因・損害状況に関する資料
 - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
 - ・引受保険会社所定の診断書
 - ・診療状況申告書
 - ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
 - ・死亡診断書
 - ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
 - ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
 - ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する

書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

- <代理請求人について>
高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいなかった場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求することができます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。**また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**
(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」
 - ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
 - ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」(*)法律上の配偶者に限ります。
- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
<示談交渉サービス>
日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。
<示談交渉を行うことができない主な場合>
 - 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
 - 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
 - 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
 - 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- 柔道整復院(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなく継続いただく場合には、あらかじめ健康状況を告知いただく必要はありません。

(*)保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。

1. 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

(注)告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金 支払特約 親介護	<ul style="list-style-type: none"> 基本補償部分の被保険者(子)が特約被保険者(親)を代理して回答(記入・署名)ください。告知にあたっては、特約被保険者(親)について、ご存知の内容に基づき回答されるのではなく、この書面および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者(親)にご説明のうえ、質問事項に対する回答をそのまま記入ください。 特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄に記入ください。

2. 正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	次のいずれかとなります。 ①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。この場合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。
三大疾病診断保険金補償 (待機期間不設定型)特約	②ご加入はお引受できません。
先進医療費用保険金補償特約	②ご加入はお引受できません。
親介護一時金支払特約 親介護	ご加入はお引受できません。

5. 現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。
現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかつたり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 ^(*) より前に発病した病気 ^(*) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^(*) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用 保険金補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 ^(*) より前に被ったケガまたは発病した病気 ^(*) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
三大疾病診断 保険金補償 (待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 ^(*) より前に発病した三大疾病 ^(*) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、三大疾病を発病した時が、医師によってがんや診断された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金 支払特約 親介護	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 ^(*) より前に要介護状態の原因となった事由が生じていた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(*)1) 同一の保険金を補償するプランを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償するプランのご加入時をいいます。

(*)2) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(*)3) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(*)4) その三大疾病と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

7. その他ご留意いただく点

・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。

・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	継続時に、あらかじめ健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。 【ご注意】
先進医療費用保険金補償特約	◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかつたり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。
三大疾病診断保険金補償 (待機期間不設定型)特約	◎特約によっては、新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病等時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。 ◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
親介護一時金支払特約 親介護	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入することはできませんので、説明すべき事項はありません。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(標準型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲や、保険金が支払われる事故の種類によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

●被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象 -：被保険者の対象外)		
	本人 ^(※2)	配偶者	その他親族 ^(※3)
本人型	○	—	—
家族型 ^(※1)	○	○	○
夫婦型 ^(※1)	○	○	—

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活賠償特約	(a) 本人 ^(※2) (b) 本人 ^(※2) の配偶者 (c) 同居の親族(本人 ^(※2) またはその配偶者と同居の、本人 ^(※2) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人 ^(※2) またはその配偶者と別居の、本人 ^(※2) またはその配偶者の未婚の子) (e) (a) から (d) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(※4) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ホールインワン・アルパトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	本人 ^(※2)

(※1)家族型には「家族型への変更に関する特約」が、夫婦型には「夫婦型への変更に関する特約」がセットされます。

(※2)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(※3)家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。

- 本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
- 本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子

(※4)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際のものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は本パンフレットP9～15のとおりです。

詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

本パンフレットP9～15をご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

本パンフレットP9～15をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されています。

(3) セットできる主な特約およびその概要

本パンフレットP9～15をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本パンフレットP4～8の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。
・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

本パンフレット表紙をご参照ください。

分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明 (団体総合生活補償保険 (標準型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は大和ハウス工業株式会社(以下「大和ハウス工業」)が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①被保険者(※)の「職業・職務」

(※)家族型または夫婦型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。

②他の保険契約等(※)に関する情報

(※)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知義務】

①職業・職務を変更した場合

②新たに職業に就いた場合

③職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記のご契約の引受範囲外)に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

〈ご契約の引受範囲〉

下記以外の職業

〈ご契約の引受範囲外〉

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(※)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(※)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをおこなってください。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(※)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(※)を解約しなければなりません。

①この保険契約(※)の被保険者となることについて、同意していなかった場合

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合

- ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(※)の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(※)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合には、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができず、その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(注)家族型または夫婦型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければならない。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。

a.家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。

b.この保険契約(※)を解約すること。

(※)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険(標準型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険(標準型) ホールインワン・アルバトロス 費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	ゴルファー保険 ホールインワン・アルバトロス 費用補償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、本パンフレット表紙記載の方法により払込みください。本パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

本パンフレットP9～15をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、本パンフレット表紙記載の方法により払込みください。本パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただきますことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただきますことがあります。

6. 失効について

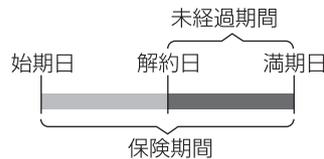
ご加入後に、被保険者(家族型・夫婦型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくとなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

本パンフレットP16をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

本パンフレットP23をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】藤田商事株式会社

〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目4-14 後楽森ビル15階

TEL 03-6757-6761/FAX 03-6757-6760

【東北支店】TEL 022-263-1315 【名古屋支店】TEL 052-261-0301

【大阪支店】TEL 06-6881-5611 【広島支店】TEL 082-554-1061

【九州支店】TEL 092-281-0280

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 **0120-632-277 (無料)**

電話受付時間: 平日 9:00~19:00

土日・祝日 9:00~17:00

(年末年始は休業させていただきます。)

万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

事故は いち早く

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。

インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから

※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】 **0570-022-808**

受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

携帯電話からも利用できます。

IP電話からは03-4332-5241におかけください。

おかけ間違いにご注意ください。

詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

- この保険は、被保険者(補償の対象者)が病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 -:被保険者の対象外)		
	本人(*)	配偶者	その他親族
本人型	○	-	-

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人(*)のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下の方
三大疾病診断 保険金補償(待機 期間不設定型)特約	・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
先進医療費用 保険金補償特約	
親介護一時金 支払特約(親介護)	本人(*)の親(姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方

(*)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は本パンフレットP9~15のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

本パンフレットP9~15をご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

本パンフレットP9~15をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

本パンフレットP9~15をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本パンフレットP4~8の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年取などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年齢・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

本パンフレット表紙をご参照ください。

分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明 (団体総合生活補償保険 (MS&AD型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は大和ハウス工業株式会社(以下「大和ハウス工業」)が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①他の保険契約等^(*)に関する情報
- (*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ②被保険者の「生年月日」「年令」
- ③被保険者の健康状況告知
- (注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴にその内容を必ず記入してください。
- (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

- 普通保険約款・特約に定めております。
- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*)保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、本パンフレット表紙記載の方法により払込みください。本パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

- (1) 保険金をお支払いしない主な場合
本パンフレットP9～15をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。
- (2) 重大事由による解除
次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

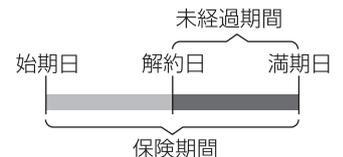
- (1) 保険料は本パンフレット表紙記載の方法により払込みください。本パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

- ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。
- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

本パンフレットP16をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

本パンフレットP23をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となることがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

- (1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項
 - ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。
- (2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項
 - ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受できない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受する場合があります。

- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】藤田商事株式会社

〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目4-14 後楽森ビル15階
TEL 03-6757-6761 / FAX 03-6757-6760
Mail hoken@fujitashoji.co.jp

【東北支店】TEL 022-263-1315 【名古屋支店】TEL 052-261-0301

【大阪支店】TEL 06-6881-5611 【広島支店】TEL 082-554-1061

【九州支店】TEL 092-281-0280

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 **0120-632-277(無料)**

電話受付時間: 平日 9:00~19:00

土日・祝日 9:00~17:00

(年末年始は休業させていただきます。)

万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

事故は いち早く

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。
インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから
※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】0570-022-808

受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

携帯電話からも利用できます。

IP電話からは03-4332-5241におかけください。

おかけ間違いにご注意ください。

詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。
【重要事項のご説明】に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)

保険金額(ご契約金額)

保険期間(保険のご契約期間)

保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

・この保険制度に新規加入される場合

・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)

・既にご加入されているがご継続されない場合

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

① 皆さまがご確認ください。

・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?

・加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか?

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?

・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?

*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

◆「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望通りとなっていますか?

◆「健康状況告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか?